

令和6年9月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和6年(ワ)第7760号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年9月27日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 太 賢 志

[REDACTED]
被 告 [REDACTED]
主 文

- 1 被告は、原告に対し、4726万5708円及びこれに対する令和6年5月13日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告を含む者らによる架空の投資話を内容とする詐欺行為によって、合計4297万5708円を送金したと主張して、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、4726万5708円（上記振込額+弁護士費用相当損害金429万円）及びこれに対する訴状送達の日の翌日である令和6年5月13日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（以下、引用の際には「前提事実(1)」などと表記する。）

(1) 原告は、令和5年11月19日、マッチングアプリであるPairsで知

り合った智之と称する者（以下「智之」という。）とソーシャル・ネットワーキング・サービスであるLINEで連絡を取るようになった（甲1、24）。

- (2) 智之は、原告に対し、令和5年12月1日、取引所のプラットフォームであるとして「<https://www.dbgmx.com/>」というアドレスを紹介した（甲1・138頁、甲24）。原告は、同日から同月31日までの間に、智之による資金を預け入れれば収益を受け取ることができるといった旨の発言や税金を納めなければならぬ旨の発言等を受け、上記アドレスのウェブサイトにアクセスし、同サイト上のカスタマーサービスの指示に従って、別紙の送金番号欄1ないし8記載のとおり合計3697万5708円をカスタマーサービスの指定する口座に送金した（甲1～3、5～18、24）。
- (3) 被告は、別紙の送金番号欄7記載のとおり、令和5年12月27日の150万円の振込先口座（以下「本件口座」という。）を開設し、名義人となっていた者である（甲1、15、16、24、弁論の全趣旨）。
- (4) 原告は、令和6年1月3日、前記(2)のウェブサイト上で全額出金の操作を行ったところ、手数料を支払う必要がある旨が表示されたため、カスタマーサービスの指示に従って、別紙の送金番号欄9記載のとおり、同月6日に600万円をカスタマーサービスの指定する口座に送金した（甲19～21、24）。
- (5) 本件口座については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「法」という。）2条4項2号の犯罪利用預金口座等に該当するものとして、法第3章による消滅手続が開始されている（甲23）。

2 本件の争点と当事者の主張

本件の争点は、被告が振込先として本件口座を提供した行為が不法行為といえるかどうかであり、争点に対する当事者の主張は以下のとおりである。

(1) 原告の主張

智之や同人の提供したアドレスのウェブサイトの運営者（以下、これらの者を「智之ら」という。）は、原告に対し、資金を預け入れれば安定的な収益を得ることができる等と虚偽の事実を申し向け、原告から金銭を騙取している。被告は、智之らの詐欺行為に必要不可欠な道具として、自己名義の本件口座を開設し、IDとパスワードを第三者に提供しているから、智之ら実行行為者や他の口座提供者等と共同して一連の詐欺行為を行ったものといえる。したがって、被告は、共同不法行為に基づく損害賠償として、原告が被った損害金4297万5708円全額及び429万円の弁護士費用相当損害金を支払わなければならない。

(2) 被告の主張

原告の主張を争う。第三者から副業したら儲かると言われ、令和5年12月頃に本件口座を開設し、そのIDとパスワードを提供したことは認めるが、智之らによる詐欺行為や150万円が振り込まれたことについては知らない。

第3 当裁判所の判断

前提事実、原告が智之の発言どおりの収益を得られていない事実及び送金した金銭について出金が一切できていない事実（甲24、弁論の全趣旨）からすると、智之らが原告に合計4297万5708円を振込送金させた行為は、収益を上げることができるとの虚偽の事実を原告に申し向け、その旨原告を誤信させ、金員を交付させる詐欺行為と評価できるから、智之らは共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

また、自己名義の預金口座の情報を第三者に提供する行為がおよそ通常の商取引からかい離し、犯罪につながりかねないものであることは、社会常識として一般に明らかであるところ、被告は、その主張によても、副業をして儲けるという安易な誘いに乗って本件口座の提供を行ったものであり、その結果、智之らが原告から150万円を詐取することを容易にさせているから、智之ら

の不法行為を帮助したと認められる。そうすると、被告は、智之らの原告に対する詐欺行為について、智之ら及び他の振込先口座の提供者らと共同不法行為責任を負うと認められる（民法719条2項、1項前段）。

そして、原告は、智之らの詐欺行為により、振込送金させられた金銭の総額4297万5708円の損害を負ったと認められる。また、原告が本件の訴訟追行のために負担した弁護士費用のうち、上記損害額の約1割に当たる429万円は被告の不法行為と相当因果関係のある損害といえる。そうすると、被告は、原告に対し、共同不法行為に基づき、合計4726万5708円の損害を賠償する責任を負うものというべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官

杜下弘記

裁判官

安川秀か

裁判官

高岡 達大

(別 紙)

送金番号	送金日	口座名義人	銀行	支店	種類	口座番号	振込額
1	令和5年 12月1日						¥88,000
2	令和5年 12月5日						¥5,580,000
3	令和5年 12月5日						¥1,800,000
4	令和5年 12月14日						¥10,000,000
5	令和5年 12月15日						¥1,000,000
6	令和5年 12月22日						¥9,200,000
7	令和5年 12月27日						¥1,500,000
8	令和5年 12月31 日						¥7,807,708
9	令和6年1 月6日						¥6,000,000
						合計	¥42,975,708

これは正本である。

令和6年9月27日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 土橋亮